

フリーランスの皆様気になる“インボイス制度”もばっちり収録

元国税芸人が教える！

フリーランスで生きていくために絶対知っておきたい
お金と税金の話

2023年2月16日発行

株式会社あさ出版(代表取締役:田賀井弘毅、所在地:東京都豊島区)は、さんきゅう倉田著『元国税芸人が教える!フリーランスで生きていくために絶対知っておきたいお金と税金の話』を2023年2月16日(木)に刊行いたします。

フリーランスをお金の不安から解放してくれる知識と方法

あなたは自分の時給を知っていますか? 青色と白色の申告の違いがわかりますか? 元国税職員でお笑い芸人のさんきゅう倉田さんが、お金と税金のことを自身の体験も含め、わかりやすく解説。

フリーランスとして効率よくお金を稼ぐ方法や、こんな取引先には気を付けましょうといったことから、面倒くさい、よくわからないといったことで放置してしまっている税金の話などフリーランスの人知らないで大損しかねない必須知識が満載です。フリーランスの皆様が気になる2023年10年から導入予定のインボイス制度もばっちり収録しています。

フリーランスの方から、独立したい、副業したい、そんな人にもぴったりの1冊です。

タイトル:元国税芸人が教える!フリーランスで生きていくために
絶対知っておきたいお金と税金の話

ページ数:190ページ 著者:さんきゅう倉田

価格:1,485円(10%税込)

発行日:2023年2月16日

ISBN:978-4-86667-430-8

【目次】

- 第1章 フリーランスの仕事と報酬の現実
- 第2章 フリーランスが仕事の効率を上げる方法
- 第3章 駆け引き上手なフリーランスの行動経済学
- 第4章 危ない取引先への対処法
- 第5章 フリーランスのための確定申告と資産形成

【プロフィール】

さんきゅう倉田(さんきゅう・くらた)

芸人。ファイナンシャルプランナー。1985年神奈川県生まれ。

大学卒業後、国税専門官採用試験を受けて東京国税局に入局。中小法人を対象に法人税や消費税、源泉所得税、印紙税の調査を行ったのち、同局退職。吉本興業所属芸人となる。Twitterなどで発信した税やお金の情報が話題となり、執筆や講演等の仕事を増やす。現在は税理士会、法人会、商工会、医師会、保険会社、労働組合、各種学校、中小企業などでの講演に加え、『週刊東洋経済』『東洋経済オンライン』『ダイヤモンド・オンライン』『プレジデントオンライン』『マイナビニュース』『税と経営』などでも税や経済についての記事を執筆、好評を得ている。著書に『お金持ち 貧困芸人 両方見たから正解がわかる! 元国税職員のお笑い芸人がこっそり教える 世界一やさしいお金の貯め方増やし方 たった22の黄金ルール』(東洋経済新報社)などがある。



スキルの見える化で依頼が増える

あなたがフリーランスのライターだとします。他人からは、あなたがどれくらい上手に書けるのか、ほかのライターとどこが違うのかわかりません。

依頼しても大丈夫なのか、文法ルールを守らない不自然な文章が納品されるのではないかと依頼者は、不安になります。

だから、見える化します。

経歴や特技を公開し、過去作品を並べ、SNSで発信する。そうやって、依頼する側の不安に寄り添うことで仕事を得やすくなります。

自分の仕事一つひとつに値段をつける

フリーランスは、自分の「製品の価格」を決める必要があります。

具体的には、自分の仕事を細かく分けて、一つひとつに価格を設定します。知人のフリーランスはこれを「ボックス化」と呼んでいました。

たとえば、20万円の講演の仕事ならば「講演料1時間 15万円」「スライド制作費 3万円」「打ち合わせ3回 2万円」などと分けておきます。

こうすれば、2時間の講演を依頼されたり、打ち合わせの回数が増えたりしても、すぐに追加の金額を計算できます。また、金額を設定しておくことで、あらかじめ決められた金額なので、依頼者から仕事を追加されたときに、請求しても心が痛みません。



危ない取引先への対処法 例 ※書籍より抜粋要約

「継続的な取引」が継続しないこともある

「毎月継続的に依頼するので、価格を下げてもらえませんか」良い提案だと思えます。中長期の契約が決まると安心感が得られます。安定を捨ててフリーランスになっても、毎月決まった金額の収入はうれしい。ぼくも一度だけ、継続を条件に値引きをしました。しかし、口約束だったため、反故にされてしまいます。

このようにすれば良かったと思えます。

1回目の報酬は通常料金にして、2回目は1割引、3回目は2割引、4回目は3割引と少しずつ価格を下げていく。

こうすれば、「何度も依頼したほうが得だ」と思ってもらえます。本当に継続的に依頼するのであれば、この方法でも受け入れるはずです。



イラスト:エピアヤノ

インボイス制度と消費税 ※書籍より抜粋要約

インボイスの登録をする人は、必ず知っておこう「簡易課税制度」

インボイスに登録をすることを決めたあなた。これからは消費税の確定申告をすることになりますが、申告には一般課税と簡易課税があることを知っておかなければなりません。

簡易課税は、売上が5000万円以下の人を選ぶことができ、こちらを選ぶと消費税の確定申告における計算がラクになります。あなたの行っている事業の区分によって「みなし仕入率」が決まり、このみなし仕入と売上によって納める消費税が変わります。

要するに、インボイスに登録するときは、簡易課税に登録するか否かも検討してください。よくわからなければ税務署か税理士さんに相談すると良いと思えます。

ちなみに、ぼくが免税事業者なら簡易課税を選択します。理由は、経費がそんなに多くないからです。